# 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び 生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終 改正平成11年2月22日環境庁告示第14号)

# 1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全 シ ア ン	鉛	六 価 クロム	砒 素	総水銀	ア ル キ ル 水 銀	РСВ	シ゛クロロ メ タ ン	四 塩 化炭 素	' , ~ /	1,1-ジ クロロエチレン
基準値	0.01 mg/1 以下	れない	0.01 mg/1 以下	0.05 mg/1 以下	0.01 mg/1 以下	0.0005 mg/1 以下	検 出 さ れ な い こ と 。	れない	0.02 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.004 mg / 1 以下	0.02 mg/1 以下

項目	シス-1,2- ジクロロエチレン	1,1,1- トリクロロエタン	1,1,2- トリクロロエタン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	1,3-ジク ロロプロペン	チウラム	<b>୬</b> ₹୬˚ ン	チオヘ゛ン カルフ゛	ベンゼン	セレン
基準値	0.04 mg / 1 以下	1 mg / 1 以下	0.006 mg / 1 以下	0.03 mg/1 以下	0.01 mg / 1 以下	0.002 mg / 1 以下	0.006 mg / 1 以下	0.003 mg/1 以下	mg / 1	mg / 1	0.01 mg/l 以下

項目	硝酸性窒素及び 亜 硝 酸 性 窒 素	ふっ素	ほう素
基準値	10	0.8	1
	mg / 1	mg/1	mg / 1
	以下	以下	以下

備考 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

# 2 生活環境の保全に関する環境基準

### (1) 河 川

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
АА	水 道 1 級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25mg / 1 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下
Α	水 道 2 級級   水 産 1 級級   水 及びB以下の欄にの   掲 げる も	6.5 以上 8.5 以下	2 mg / 1 以下	25mg / 1 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄に 掲 げ る も の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg / 1 以下	25mg / 1 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下
С	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg / 1 以下	50mg / 1 以下	5 mg/l 以上	-
D	工業用水2級農業用水水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg / 1 以下	100mg / 1 以下	2 mg / l 以上	-
E	工 業 用 水 3 級環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ご浮めい の認な	2 mg / l 以上	-

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級

及び水産3級の水産生物用

2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3

級の水産生物用

" 3級:コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を

生じない限度

#### (2) 海 域

ァ

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
А	水 産 1 級浴   自然環境保全及びの B以下の欄に掲げる も	7.8 以上 8.3 以下	2 mg / l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100m l 以下	検出されないこと。
В	水 産 2 級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	検出されな いこと。
С	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg / 1 以下	2 mg / 1 以上	-	-

自然環境保全:自然探勝等の環境保全 (注) 1

水 産 1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用水 産 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用 2

環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じな

い限度

1

項目	11 田日的の海広州	基	準値
類型	利用目的の適応性	全 窒 素	全
	自 然 環 境 保 全 及び 以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/l 以下	0.02 mg / 1 以下
	水産1種水次次次及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/l 以下	0.03 mg / 1 以下
	水 産 2 種 及びの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/1 以下	0.05 mg / 1 以下
	水 産 3 種   工 業 用 水   生 物 生 息 環 境 保 全	1 mg / l 以下	0.09 mg / 1 以下

(注) 自 然 環 境 保 全:自然探勝等の環境保全

> 2 水 産 種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定 1

して漁獲される

水 産 2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲さ

種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3

生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

# 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正平成11年2月22日環境庁告示第16号)

項目	カドミウム	全 シ ア ン	鉛	六 価 クロム	砒 素	総水銀	ア ル キ ル 水 銀	РСВ	シ゛クロロ メ タ ン	四 塩 化炭 素	' , ~ /	1,1-ジ クロロエチレン
基準値	0.01 mg/1 以下	れない	0.01 mg/1 以下	0.05 mg/1 以下	0.01 mg/1 以下	0.0005 mg/1 以下	検 出 さ れ な い こ と 。	れない	0.02 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.004 mg / 1 以下	0.02 mg/1 以下

項目	シス-1,2- ジクロロエチレン	1,1,1- トリクロロエタン	1,1,2- トリクロロエタン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	1,3-ジク ロロプロペン	チウラム	<b>୬</b> ₹୬ <sup>*</sup> ソ	チオヘ゛ン カルフ゛	ベンゼン	セレン
基準値	0.04 mg / 1 以下	1 mg / 1 以下	0.006 mg / 1 以下	0.03 mg/1 以下	0.01 mg / 1 以下	0.002 mg / 1 以下	0.006 mg / 1 以下	0.003 mg / 1 以下	0.02 mg / 1 以下	mg / 1	0.01 mg/l 以下

項目	硝酸性窒素及び 亜 硝 酸 性 窒 素	ふっ素	ほう素
基準値	10	0.8	1
	mg / 1	mg/l	mg / 1
	以下	以下	以下